

福島市感染症報告マニュアル

福島市幼保支援課

※下記に関わらず、急激に感染者が増加している等、流行の兆しが見られた際は、速やかに報告をお願いします。

(1)感染症報告

時 期	通年
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設
報告方法	第1報 ・以下の①～③いずれかの場合、即日TEL ①…同一の感染症・食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合 ②…同一の感染症・食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③…①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ・「教育・保育施設等事故報告様式」をメールで提出 第2報 ・感染者が0名になり次第、「教育・保育施設等事故報告様式」をメールで提出

(2)インフルエンザ施設別発生状況調査

注意 インフルエンザの場合も「(1)感染症報告」が必要となります。①～③の場合は、報告をお願いします。

時 期	概ね9月～翌6月(調査開始・終了時は通知にてお知らせします。)	
対象施設	保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設	
報告方法	「学校等欠席者・感染症情報システム」の登録済・未登録により方法が異なります。	
	システム登録済の施設 毎日、システムで欠席者等を入力する。	システム未登録の施設 ・感染者の発生の初日に TEL ・新たに感染者が発生した週は、翌週月曜日に「インフルエンザ施設別発生状況報告様式」により1週間分まとめてFAXで提出

・感染状況により、福島市保健所よりご連絡を差し上げる場合があります。

・市内の感染状況を把握するため、システム登録済の施設は日々の入力をお願いします。

報告先 福島市幼保支援課 幼保支援係

TEL 024-572-3122 FAX 024-572-3419

メール yo-shien@mail.city.fukushima.fukushima.jp